

公募公告

下記のとおり公告します。

記

1. 公募に付する事項等

この公募は、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

- (1) 業務名称 令和5年公認会計士試験（第Ⅱ回短答式試験）立会の補佐員派遣業務
詳細については、別途配布する労働者派遣契約書（案）、仕様書のとおり
- (2) 業務場所 ①事前説明：金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎
②試験会場：石川県内の試験会場（決定次第連絡）
- (3) 業務日時 ①事前説明：令和5年5月25日（木）13時30分から16時30分までの3時間
②試験日：令和5年5月28日（日）8時30分から18時30分までの9時間

2. 公募に参加する者（以下「参加者」という。）に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度財務省競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」で、「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。なお、本公募について、一の会社（法人）からは一の公募参加申込しかできない。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (5) 公募参加資格が確認された後、契約締結までに、各省各庁から指名停止等を受けた者でないこと。
- (6) 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- (7) 当局の契約担当官等が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしはその他、入札等の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされておらず、かつ民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格の再審査を受けている者（再認定後の競争参加資格による）であること。
- (10) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条に基づく労働者派遣事業に係る厚生労働大臣の許可を受けた者であること。
- (11) 当該公募に関する契約書（案）等の交付を受けた者であること。
- (12) その他の条件については、下記3に示す場所において説明する。

3. 契約条項等を示す場所

〒921-8508

石川県金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎6階
北陸財務局会計課経理係

4. 契約書(案)及び仕様書等の交付期間、場所及び方法

(1) 交付期間 公告日～ 令和5年4月5日(水)

平日8時30分～12時00分及び13時00分～17時15分

(2) 交付方法 原則、電子メール又はオンラインストレージを利用した交付とする。交付を希望する者は以下の内容にて choutatsu@hr.lfb-mof.go.jp (「l」は英小文字の「エル」)宛てに(1)の期間中にメールを送付すること。当局からは、受信したメールアドレス宛に返信する。

件名:「令和5年公認会計士試験(第Ⅱ回短答式試験)立会の補佐員派遣業務」
の公募説明書等交付願

メール本文: 参加者の住所

氏名(法人の場合は、その名称又は商号)

担当者氏名

担当者連絡先

添付ファイル: 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)(写)

5. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

6. 契約者の決定方法

(1) 公募参加資格を満たすと認められる参加希望者が1者の場合

別途指示する期限までに見積書を提出すること。見積金額が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である場合は、当該参加希望者と随意契約による契約手続きを行う。

(2) 公募参加資格を満たすと認められる参加希望者が2者以上の場合

見積合せによる契約手続きを行う。

7. 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募参加に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

以上 公告する。

令和5年3月20日

支出負担行為担当官
北陸財務局総務管理官 鈴木 盛雄